府令・省令

○内閣府財務省令第三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第十五条第一項、第十六条第一項、第二項、第三項及び第四項第三号イ、第十九条第一項第三号、第二十条並びに第二十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社日本政策金融公庫の供給確保促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める命令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

株式会社日本政策金融公庫の供給確保促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める命令

（定義）

第一条　この命令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（供給確保促進円滑化業務実施方針）

第二条　法第十五条第一項の供給確保促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　供給確保促進円滑化業務の実施体制に関する事項
二　供給確保促進円滑化業務に関する次に掲げる事項
　イ　貸付けの対象
　ロ　貸付けの方法
　ハ　利率
　ニ　償還期限
　ホ　据置期間
　ヘ　償還の方法
　ト　イからヘまでに掲げるもののほか、貸付けに関する事項
三　供給確保促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付けの条件に関する事項
四　前三号に掲げるもののほか、供給確保促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

（指定金融機関に係る指定の申請等）

第三条　法第十六条第一項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第一による申請書を、内閣総理大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書の提出は、法第十六条第二項の主務省令で定める書類として次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
二　申請に係る意思の決定を証する書面
三　役員の氏名及び略歴を記載した書面
四　法人である場合においては、指定申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。）の百分の五以上の議決権を保有しているものの氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
五　法第十六条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面
六　指定申請者が法第十六条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面
七　役員が法第十六条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

3　内閣総理大臣及び財務大臣は、法第十六条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（供給確保促進業務規程の記載事項）

第四条　法第十六条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　供給確保促進業務の実施体制に関する事項
　イ　供給確保促進業務を統括する部署に関すること。
　ロ　供給確保促進業務に係る人的構成に関すること。
　ハ　供給確保促進業務に係る監査の実施に関すること。
　ニ　供給確保促進業務を行う地域に関すること。
　ホ　供給確保促進業務に係る相談窓口の設置に関すること。
二　供給確保促進業務の実施方法に関する事項
　イ　貸付けの相手方
　ロ　貸付けの対象となる資金
　ハ　貸付けの限度額
　ニ　貸付けの手続及び審査に関する事項